

国立研究開発法人物質・材料研究機構

役員報酬規程

平成13年4月2日

13規程第8号

改正：平成13年11月29日	13規程第78号	改正：平成14年11月21日	14規程第45号
改正：平成15年3月13日	15規程第3号	改正：平成15年7月9日	15規程第21号
改正：平成15年10月23日	15規程第30号	改正：平成16年3月30日	16規程第9号
改正：平成17年11月9日	17規程第25号	改正：平成18年3月28日	18規程第21号
改正：平成19年3月30日	19規程第25号	改正：平成20年3月12日	20規程第14号
改正：平成20年6月23日	20規程第64号	改正：平成21年3月23日	21規程第43号
改正：平成21年5月27日	21規程第85号	改正：平成21年11月30日	21規程第118号
改正：平成22年3月29日	22規程第17号	改正：平成22年11月29日	22規程第63号
改正：平成24年3月26日	24規程第22号	改正：平成26年2月6日	26規程第14号
改正：平成26年11月11日	26規程第57号	改正：平成27年3月24日	27規程第42号
改正：平成27年3月31日	27規程第95号	改正：平成28年2月16日	28規程第5号
改正：平成28年11月29日	28規程第137号	改正：平成29年12月26日	29規程第61号
改正：平成30年4月3日	30規程第25号	改正：平成30年12月25日	30規程第57号
改正：令和元年12月24日	2019規程第67号	改正：令和2年12月15日	2020規程第68号
改正：令和4年5月31日	2022規程第34号	改正：令和4年12月13日	2022規程第66号

(目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の役員の報酬は、本規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 役員の報酬は、常勤役員については、本給、地域手当、期末特別手当及び通勤手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(給与の支給)

第3条 給与は、法令により控除すべきものを除き、その全額を通貨で直接、又は役員が指定する預金又は貯金の口座への振込みにより支払う。

(給与の計算期間及び支給定日)

第4条 給与の計算期間及び支給定日は次の通りとする。

- (1) 給与の支給定日は、毎月17日とする。
- (2) 給与の支給定日が土曜日に当たる場合にはその前日に、日曜日に当たる場合にはその前々日に支払う。ただし、その日が15日となる場合で、かつ、休日に当たるときは、18日に支払うこととする。
- (3) 新たに役員に任命された者には、その日から給与を支給する。
- (4) 役員が退職し、又は解任されたときは、その日まで給与を支給する。
- (5) 役員が死亡したときは、その月の末日まで給与を支給する。
- (6) 第3号又は第4号により給与を支給する場合であって、月の途中での任命、退職及び解任のときは、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(給与の端数計算)

第5条 給与の端数計算は次のとおりとする。

- (1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、1時間あたりの算定給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
- (2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(支給者の特例)

第6条 役員が死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条又は第43条に規定する者に支給する。

(本給)

第7条 役員本給表は、次に掲げるとおりとする。

号俸	本給月額
1	706,000円
2	761,000円
3	818,000円
4	895,000円
5	965,000円
6	1,035,000円
7	1,107,000円
8	1,175,000円

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

- (1) 理事長 5号俸以上

(2) 理事 3号俸以上5号俸以下

(3) 監事 3号俸以下

(地域手当)

第8条 地域手当は、本給月額に100分の16を乗じて得た額を支給する。

(期末特別手当)

第9条 期末特別手当は、6月及び12月の理事長が定める日（以下「支給日」という。）に6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員及び支給日の属する月の前月1日から基準日の前日までに退職、解任又は死亡した役員に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任されたとき（同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は支給しない。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職、解任又は死亡した役員にあっては、退職、解任又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の165.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の規定による期末特別手当の額は、主務大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

4 期末特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第19条の5第3号及び第4号並びに第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

5 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて退職し、引き続いて役員となった場合は、国家公務員として在職した期間は役員として在職した期間とみなす。

6 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて、期末特別手当の基準日前に機構を退職し、かつ引き続いて国家公務員となった場合における期末特別手当は、第1項の規定にかかわらず支給しない。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる役員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して

その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である役員以外の役員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる役員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の用具で、別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である役員以外の役員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる役員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である役員以外の役員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる役員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる役員

次に掲げる役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である役員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である役員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である役員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である役員 10,000円

ホ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である役員	12,900円
へ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である役員	15,800円
ト	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である役員	18,700円
チ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である役員	21,600円
リ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である役員	24,400円
ヌ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である役員	26,200円
ル	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である役員	28,000円
ヲ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である役員	29,800円
ワ	使用距離が片道60キロメートル以上である役員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる役員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 事務所を異にする異動または在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった役員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる役員で、当該異動又は事務所移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は、国家公務員その他別に定めるものであった者から引き続き役員として任用された者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる役員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める役員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される役員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める役員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に支給する。
- 6 通勤手当を支給される役員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（非常勤役員手当）

第11条 非常勤役員手当は月額とし、第7条第2項に定める号俸を基に算出した額を上限に、当該役員の勤務形態等を考慮して理事会議が別に定める。

（諸手当の支給方法）

第12条 地域手当、期末特別手当及び通勤手当の支給方法に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1. この規程は、平成13年4月2日より施行し、平成13年4月1日より適用する。
(経過措置)
2. 施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第95号）第11条の8の規定による研究員調整手当を受けていた者については、第8条の規定にかかわらず、本給月額に100分の10を乗じて得た額を当該役員の調整手当として支給する。

附 則（平成13年11月29日 13規程第78号）

この規程は、平成13年11月29日より施行し、平成13年4月1日より適用する。

附 則（平成14年11月21日 14規程第45号）

1. この規程は、平成14年12月1日から施行する。
(平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
2. 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第9条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額（第2号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成14年12月1日（第9条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職または死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち本給及びこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「本給等」という。）の額の合計額
 - (2) 継続在職期間について、改正後の役員報酬規程の規定による本給月額により算定される本給等の額の合計額
3. 前項に規定するもののほか、平成14年12月に支給する期末特別手当の調整に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則（平成15年3月13日 15規程第3号）

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。
2. 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の第9条第2項の適用について

(役員報酬規程)

は、「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則 (平成15年7月9日 15規程第21号)

この規程は、平成15年7月9日から施行し、平成15年6月15日から適用する。

附 則 (平成15年10月23日 15規程第30号)

1. この規程は、平成15年11月1日から施行する。
2. 平成15年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の170」を「100分の160」とする。
3. 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、当該期末特別手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成15年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月1日から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの間において俸給を支給しないこととされていた期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則 (平成16年3月30日 16規程第9号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月9日 17規程第25号)

1. この規程は、平成17年12月1日から施行する。
2. 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、当該期末特別手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月1日から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの間において俸給を

支給しないこととされていた期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則 (平成18年3月28日 18規程第21号)

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2. 施行日の前日において役員本給表の適用を受けていた役員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第1の新号俸欄に定める号俸とする。

附則別表第1

号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

(本給の切替えに伴う経過期間)

3. 切替日の前日から退職をせず引き続き役員報酬規程を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、当該任期の末日までの間は本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則 (平成19年3月30日 19規程第25号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月12日 20規程第14号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月23日 20規程第64号)

この規程は、平成20年6月23日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日 21規程第43号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月27日 21規程第85号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成21年5月27日から施行する。
2. 平成21年6月に支給する期末特別手当の第9条の規定の適用については、同条第2項中「160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則 (平成21年11月30日 21規程第118号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成21年12月1日から施行する。
2. 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の国立研究開発法人物質・材料研究機構役員報酬規程第9条により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1)平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に役員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、地域手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2)平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則 (平成22年3月29日 22規程第17号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月29日 22規程第63号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成22年12月1日から施行する。
2. 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。
3. 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の独立行政法人物質・材料研究機構役員報酬規程第9条により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1)平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に役員（以下この項

において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2)平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則 (平成24年3月26日 24規程第22号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第7条に掲げる本給月額の支給に当たっては、役員に対する本給月額から、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
3. 特例期間においては、第8条及び第9条に基づき支給される手当の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1)地域手当 役員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (2)期末特別手当 役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
4. 第2項及び第3項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
5. 平成24年6月に役員に支給する期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)は、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1)平成23年4月1日に当該役員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年3月までの月数を乗じて得た額
 - (2)平成23年6月1日及び同年12月1日において役員であった者に平成23年6月及び12月に支給された期末特別手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則 (平成26年2月6日 26規程第14号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月11日 26規程 第57号)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(地域手当の改正に伴う経過措置)

1. 第8条については、平成27年4月1日から適用する。ただし、「100分の16」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の13」とする。

(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2. 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

(通勤手当の改正)

3. 第10条については、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
4. 第11条については、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月24日 27規程第42号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 27規程第95号)

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(平成30年3月31日までの間における差額の支給)
2. 平成27年4月1日の前日から引き続き役員本給表の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則 (平成28年2月16日 28規程第5号)

1. この規程は、平成28年2月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(地域手当の改正に伴う経過措置)

2. 国立研究開発法人物質・材料研究機構役員報酬規定の一部を改正する規定(平成26年11月11日 26規程第57号)第1項中「100分の13」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の15」とする。

(平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3. 平成27年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則 (平成28年11月29日 28規程第137号)

1. この規程は、平成28年12月1日から施行する。
(平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
2. 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則 (平成29年12月26日 29規程第61号)

1. この規程は、平成29年12月26日から施行する。
(平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
2. 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則 (平成30年4月3日 30規程第25号)

(施行日)

1. この規程は、平成30年4月3日から施行し、平成29年12月26日から適用する。

附 則 (平成30年12月25日 30規程第57号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成30年12月25日から施行する。
(平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
2. 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

附 則 (令和元年12月24日 2019規程第67号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和元年12月24日から施行する。
(令和元年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
2. 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則 (令和2年12月15日 2020規程第68号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和2年12月15日から施行し、令和2年12月1日から適用する。
(令和2年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
2. 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とす

る。

附 則 (令和4年5月31日 2022規程第34号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2. 令和4年6月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末特別手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

附 則 (令和4年12月13日 2022規程第66号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和4年12月13日から施行する。

(令和4年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2. 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する第9条の規定の適用については、同条第2項中「100分の165.0」とあるのは「100分の167.5」とする。